

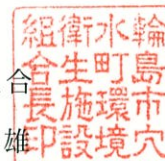


輪島市穴水町環境衛生施設組合告示第7号

輪島市穴水町環境衛生施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例第5条の規定により、輪島市・穴水町地域エネルギー回収型廃棄物処理施設整備運営事業に係る生活環境影響調査結果報告書等に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書が提出できるため、意見書の提出方法について、次のとおり告示する。

令和2年4月20日

輪島市穴水町環境衛生施設組合
組合長 石川 宣雄



記

- 意見書の提出先 輪島市穴水町環境衛生施設組合組合事務局
(〒927-2122 輪島市門前町原1の15番地1 TEL 42-1112)
- 提出期限 令和2年5月21日(木)から6月4日(木)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
持参の場合、期間中の午前8時30分から午後5時30分まで
郵送の場合、令和2年6月4日(木)午後5時30分まで必着
- 提出方法 別紙様式(提出先にて用意)により持参又は郵送提出